

山梨県 萩崎市

# 御座田遺跡

環境衛生センター改築にともなう埋蔵文化財発掘調査報告書

2 0 0 1

萩崎市教育委員会  
萩崎市遺跡調査会

山梨県韮崎市

## 御座田遺跡

環境衛生センター改築にともなう埋蔵文化財発掘調査報告書

2 0 0 1

韮崎市教育委員会  
韮崎市遺跡調査会

## 序 文

並崎市は、釜無川・塩川・御勅使川の急流が集まる地域で、古来水害の常習地域でありました。我々の先人たちは、あるときは水と共存し、あるときは水と闘い、居住地・耕地を確保し、土地を広げていきました。用水・堰などは前者の利水遺構例であり、堤防は後者の治水遺構例と言えます。市内には、これら先人のこした治水・利水遺跡が残っております。

治水遺跡で思い浮かぶのは、信玄堤であります。戦国時代に武田信玄が甲府盆地の水害地域を守るために築いたものとされていますが、信玄堤の機能は単に雁行堤のみで終結するものではなく、釜無川に注ぐ御勅使川の流路を右横出によって変え、水流を将棋頭によって分け、竜岡台地を掘り切り水を集め、釜無川と御勅使川の合流地点に十六石を置き、水流を高岩にぶつけて、信玄堤に流す、という壮大な治水技術がありました。並崎の市域には、これらのうち将棋頭・堀切・十六石といった治水遺跡のがこされています。

この度発刊された本報告書は、それら信玄治水遺構といわれる堀切から十六石のあると推定されている地域の間において調査された御座田遺跡の報告であります。御座田遺跡は、平成9年4月と、平成10年2月に建設省甲府事務所の依頼によって、並崎市教育委員会によって試掘調査された遺跡であり、十六石の所在する場所と言われ、期待をもたれて調査を行いましたが、考古学的には十六石を確認出来ませんでした。今回の県北広域行政事務組合環境衛生センター改築にかかる試掘調査においても十六石と認定できるような遺構は発見されませんでしたが、治水遺跡の重要性に鑑み、本報告では調査報告にあわせて歴史的位置付けを試みた内容となっております。詳細は本報告文によって頂きたいと思いますが、今回もたらされた資料が先人の生活ならびに社会を解明し、地域の歴史復元の一助となればと願うとともに、文化財として永く後世に伝えることを責務と痛感致します。

最後に、御座田遺跡の調査並びに報告書作成に伴い、多大なる御理解と御協力を頂いた関係の皆様方に深く感謝を申し上げます。

平成13年 3月30日

並崎市教育委員会

教育長 輿 石 薫

並崎市遺跡調査会

会長 小野修一

## 例 言

- 1 本書は、岐北広域行政事務組合環境衛生センター改築に伴い平成12年に試掘調査された御座田遺跡の報告である。
- 2 発掘調査は、岐北広域行政事務組合の委託を受け韭崎市遺跡調査会が実施した。調査組織は別に示すとおりである。
- 3 試掘調査は平成12年7月6日から7月10日まで行った。
- 4 整理作業及び本報告書の作成は、韭崎市遺跡調査会が実施した。
- 5 凡例  
縮尺は各挿図ごとに示した。
- 6 試掘調査及び整理作業並びに報告書作成にあたり、多くの方々から御指導・御協力をいただいた。一々御芳名をあげることは避けるが、厚く御礼を申し上げる次第である。
- 7 試掘調査、整理によって作成された遺物及び資料は、韭崎市教育委員会において保管している。

## 発掘調査組織

- 1 調査主体 韭崎市遺跡調査会
- 2 調査担当 山下孝司(韭崎市教育委員会社会教育課)
- 3 事務局 韭崎市教育委員会社会教育課  
教育長 奥石薰、課長 真壁静夫、課長補佐 下村貞俊、係長 人木純・小沢仁、出間俊明、南藤進

## 目 次

序 文

例 言

目 次

挿図目次

写真図版目次

I	調査に至る経緯と概要	1
II	遺跡の立地と環境	1
1	遺跡の立地	
2	周辺の遺跡	
III	遺跡の地相概観	3
IV	調査の結果報告	3
V	治水関連資料	6
VI	治水施設	12
VII	まとめ	17

写真図版

## 挿図目次

- 第1図 御座田遺跡①と周辺の遺跡(1/50000) ..... 2  
第2図 御座田遺跡試掘坑置図(1/2000) ..... 4  
第3図 御座田遺跡試掘坑柱状図(縦1/160, 横1/2000) ..... 5  
第4図 遺跡周辺明治28年分間図(1/12000) ..... 13  
第5図 甲州流治水施設 ..... 16

## 写真図版目次

- 図版1 試掘坑18~24, 挖削風景  
図版2 試掘坑12~17, 試掘坑5~4  
図版3 試掘坑8~2, 試掘坑6~1  
図版4 試掘坑25~26, 竜岡村~~井~~上空から御勅使川・釜無川合流地点をのぞむ  
図版5 下条南割村地内釜無川・御勅使川御堤~~高~~絵図  
図版6 下条南割村周辺堤防絵図面

## I 調査に至る経緯と概要

平成12年6月に峠北広域行政事務組合より並崎市龍岡町下條南割字御座田地内の土地にかかり、環境衛生センターの開発申請がなされた。当該地域は、武田信玄治水遺跡である十六石の存在を確認するため、平成9年4月と、平成10年2月に建設省甲府事務所の依頼により、並崎市教育委員会によって試掘調査された地域であり、本市教育委員会では峠北広域行政事務組合と協議の結果、事業予定地区を平成12年7月に試掘調査を行い遺跡の存在を確認することとした。その結果は、十六石を確認するには至らなかったが、市教育委員会と峠北広域行政事務組合とで協議を行い、信玄治水の歴史的背景を考慮して、資料を収集し報告書を作成することとした。

試掘調査は、平成12年7月2日より開始し7月10日まで行った。引き続き整理作業を行い、報告書作成は平成12年度に行った。

## II 遺跡の立地と環境

### 1 遺跡の立地

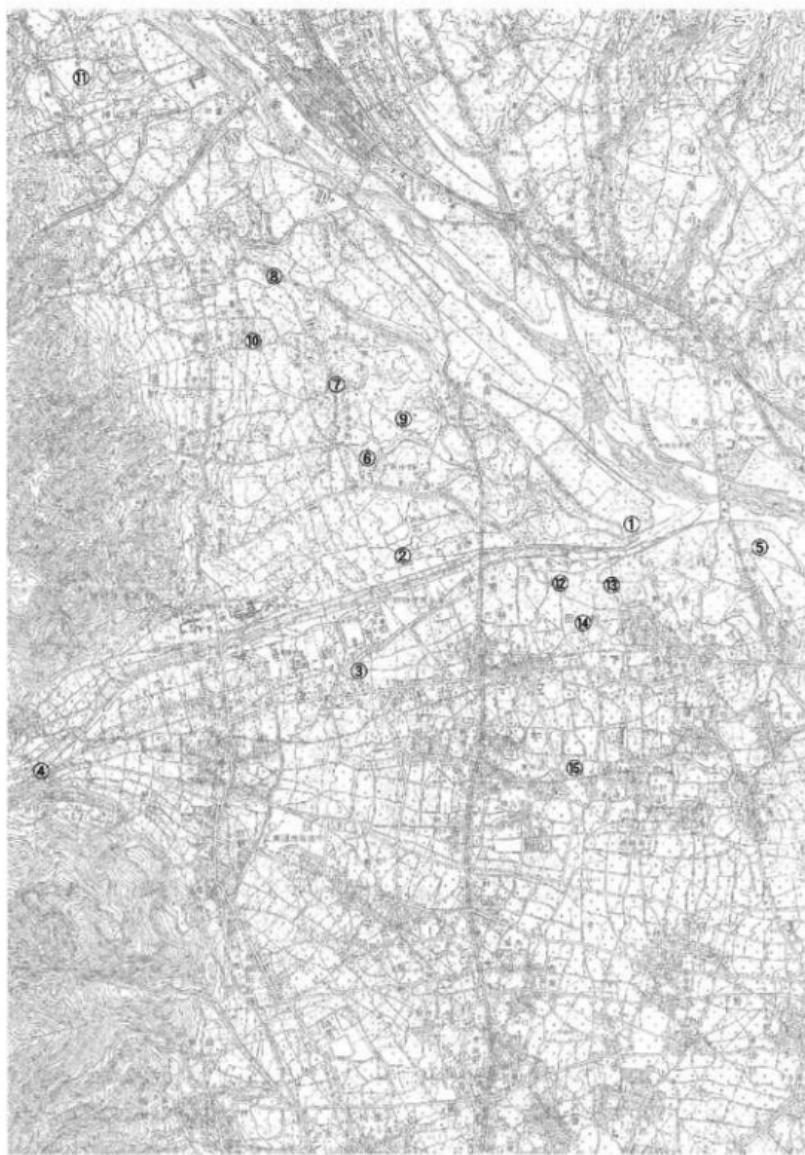
御座田遺跡は山梨県並崎市龍岡町下條南割字御座田地内に所在する。小字名を遺跡名としたが、「甲斐国志」には「甲州嶺二八御勅使川へ防河ノ使アリシ時此所ニ会シテ評定アリ故ニ御沙汰ト名クト」(巻之四十八 古跡部第十一 巨摩郡武川筋)と地名の出来が記されており、御座田は防河=治水にちなむ名称の可能性もある。

並崎市は、山梨県の北西部に位置し、甲府盆地の北西端を占めている。市内を貫流する釜無川・塩川により、地形的には山地・台地・平地の三地域に分けられる。並崎市の南にある御勅使川は、「芦安村唐松峰(標高1700m)にその源を発し、嵐山、筑山の間を流れ、甲府盆地に出て、日本でも最大級の扇状地を形成し、釜無川にそそいでいる。御勅使川は急流河川であることに加え、上流の地質が大変軟弱な鈍形山累層・桃の木累層のため、多量の土砂が侵食され、下流へと押し流されたことによって広大な扇状地を形成している。」(白根町教育委員会『将棋頭遺跡・須沢城址』1989)川を境界に南は白根町・八田村となる。

遺跡の所在地は、この御勅使川が釜無川に合流する地点にあたり、信玄治水遺構とされる十六石が置かれた場所と伝える所である。

### 2 周辺の遺跡

御座田遺跡①の周辺に分布する遺跡には、治水関連では竜岡将棋頭②、白根将棋頭③、石積出④、発掘調査された老番下堤跡⑤がある。縄文時代では下馬城遺跡⑥、新田遺跡⑦があり、新田遺跡は弥生時代・平安時代・中世の遺跡でもあり、弥生～古墳時代の遺跡には羽根前遺跡⑧、長塚道下遺跡⑨、久保屋敷遺跡⑩などがある。中世では居館跡の大輪寺東遺跡⑪がある。御座山遺



第1図 御座田遺跡①と周辺の遺跡(1/50000)

跡から御勅使川を挟んだ八田村・白根町では、古墳時代・奈良時代・平安時代の大塚遺跡②、平安時代を主体とした立石下遺跡④、奈良・平安時代の大集落とされる百々遺跡⑤、中世の道が発見された石橋北屋敷⑥がある。

### III 遺 跡 の 地 相 概 観

遺跡は御勅使川左岸にあり、龍岡台地の氾濫原に位置している。御勅使川の堤防と釜無川の堤防に挟まれた地域で、土地の安定した現在は水田等の広がる耕地になっている。県北広域行政事務組合環境衛生センターが建ち、御勅使サッカー場、十六石公園がある。治水構造としては龍岡台地を切った堀切、御勅使川と釜無川との合流点の先には竜王の高岩(赤岩)がのぞめる。

### IV 調 査 の 結 果 報 告

調査は、新たな開発予定地18000m<sup>2</sup>と、現県北広域行政事務組合環境衛生センター敷地内の26カ所に任意に試掘坑を設定し、重機によって各坑を掘り下げて遺跡の有無確認を行った(第2図)。調査結果から述べると、十六石と思われる巨大な石はみられず、遺跡は確認されなかった。

調査対象地域は南から北に向って傾斜しており、埋没土砂の堆積状況の概略を柱状図として図示する(第3図)。柱状図は試掘坑の番号で、18～19～20～21～22～23～24、12～13～14～15～16～17、8～9～10～11～2、6～7～3～1、5～4、25～26の6方向に作成した。

18～24は、水田耕作土(床土を含む)の直下から砂利層が厚く堆積しており、その下には砾と泥の混入した土層、明るい砂利層が続く、細かく見るとそれらは層状になっており度重なる土砂の流入が考えられる。24では、砂・黒灰色の砂利・シルト層が形成されていた。

12～17は、水田耕作土(床土を含む)の直下から層状に砂利層が厚く堆積している。17では、24と同様に黒灰色の砂利・シルト層が形成されていた。

8～21までは水田耕作土(床土を含む)の直下から層状に砂利層が堆積し、その下に旧水田耕作土が確認された。2では、砂の堆積層が見られた。

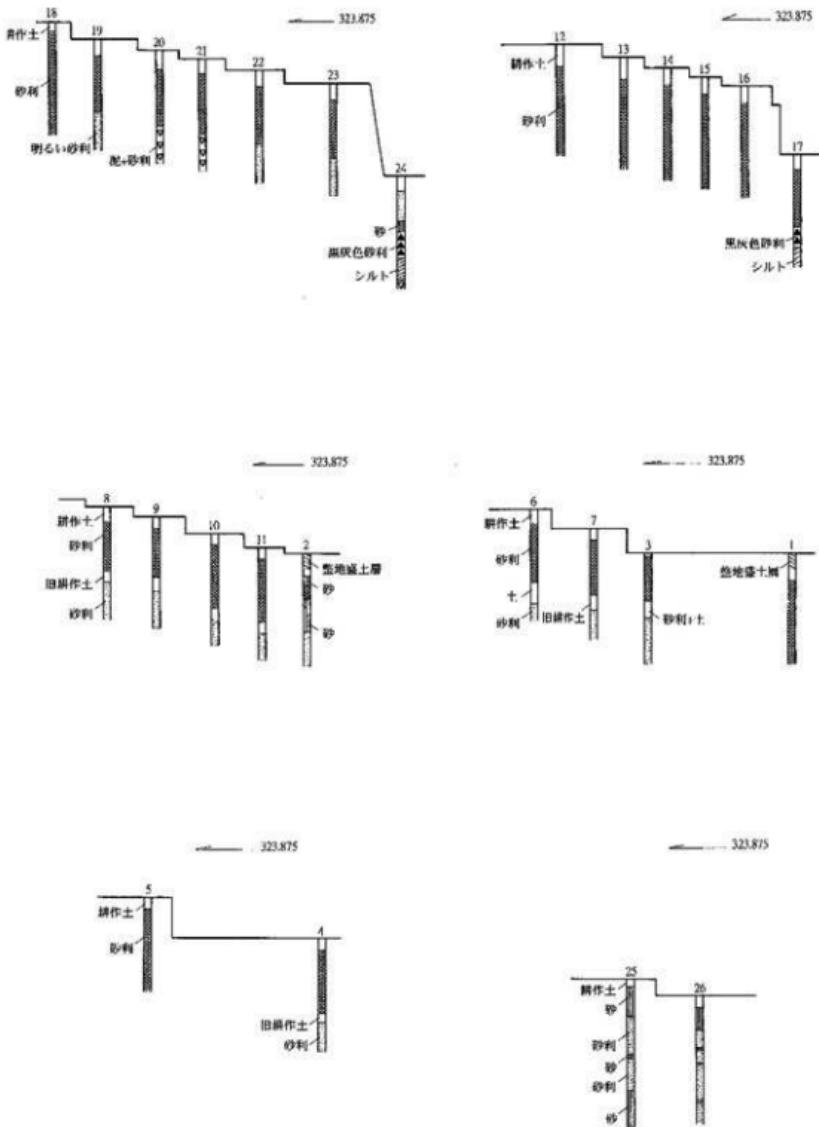
6～11までは水田耕作土(床土を含む)の直下から層状に砂利層が堆積し、その下に旧水田耕作土・土が確認された。1では、耕作土の下は砂利層であった。

5～4は、水田耕作土(床土を含む)の直下から層状に砂利層が堆積し、4では旧耕作土が見られた。

25～26は、水田耕作土(床土を含む)の下は層状の砂と砂利層が交互に堆積していた。以上のように調査区域内の土砂堆積は厚く、重機の届く範囲の3m前後の深さまで掘削を行つたが、部分的に旧耕作土が確認されたものの、層状に砂利の堆積がみられ上砂の度重なる氾濫が認められた。



第2図 御座田遺跡試掘坑位置(1/2000)



第3図 御座田遺跡試掘坑柱状図(縦1/160・横1/2000)

## V 治水関連資料

十六石を含め、御勅使川と釜無川の合流地点並びに両河川の川筋には、治水施設やその遺構が数多くのこり、水と戦った先人たちの苦心の証となっている。それらは、竜王町の信玄堤をはじめとして、白根町の石積出し、白根将棋頭、蘿崎市の蘿崎将棋頭、堀切、十六石に代表されるように、戦国人名武田信玄の治水政策に関わる遺跡として今日的評価が与えられている。しかしながら、戦国時代においてこれらの諸治水施設が造営されたものかどうかは、当時の資料が乏しく、実際には不明な部分がかなり多く、信玄の治水遺構とする根拠も伝承の域を出ていない。ここでは、十六石に関わりのある資料を、管見の限りではあるが網羅し、今後の調査研究に供しておきたい。

### 1 『甲斐国志』(松平定能編集 文化十一年(一八一四)十一月成立)

「一忘川 ……釜無川ハ竜王ノ出崎ヨリ東ニ向ヒ志摩ノ莊ノ南ニテ荒川ニ会シ稻穂・一条郷莊ノ間ニ入テ山梨ノ中都落合ト云所ニ於テ笛吹川ニ合ス信玄ノ時竜王二人ヲ建テ水役ヲ興セリ其後釜無川ハ篠原・西八幡ノ前ヨリ西条・河東ノ東南ニ落チ又一道ハ八幡ノ前西条新田・築地新田ヲ歴テ山神・白井・西花輪・馬籠ノ地ヨリ笛吹川二人ル奈湖・浅利二莊ノ分界ナリ山神・浅原・大田和等流亡ニ係リ村再建ニ因テ諸役免許セラレシモ此際ニ有シナラン荒川ハ志摩莊ノ東ニ転ジ一条ノ郷中ニ注ゲリ慶長ノ末ヨリ承応・明暦ノ間ニ及テ全ク今ノ村落ニ定マリシト云」(卷之四十四 古跡部第七 巨摩郡中郡筋)

「一荒川 金峯ノ東ニ繋ノ南ニ發源ス……志摩ノ庄ヨリ下ハ広平ノ地ナリ古ハ西方滝坂ノ下ニ沿テ流武田氏ノ時大ニ防河ノ役ヲ興シテ横流ヲ治ム荒河一ノ出堤ハ信虎・信玄ノ所築ト云伝フ神明・御崎ノ両社ヲ置テ堤防ノ堅半ヲ祈ル古ヘ此辺ハ瀧沼藪沢ノ地広クシテ凡テ飯田河原ト呼シナラン今モ足入・深田多シ」(卷之二十 山川部第一 巨摩郡北山筋)

「一赤岩竜王村 又高岩トモ云古ヘ赤坂ノ上二人戸アリ西山郷ト云釜無川ニ枕ミ北ノ方下今井村マデ続キタル岸ヲ赤岩ト呼ブ壁立數丈其七八赤埴ナリ故ニ名ヅク南方蛭絶ル所ヲ竜王鼻ト云深淵渺漫タリ是ヨリ河灘東南向府南ノ中都百敷村ハ皆ナ水下ニ在リ 或時ハ荒川ニ会シ或時ハ笛吹川ヲ衝突シ乱流極マリ無シ 八代郡石和・二ノ宮ノ邊赤溢セシト云武田氏ノ時治水ノ役ヲ興シ御勅使川ノ水ヲ激シテ赤岩二向ケ十六石ヲ置テ水勢ヲ殺ギ釜無川ト順流セシメ 又赤岩一ノ出堤千有余間ヲ築ク巨木鬱蒼タリ命ジテ公林トシ敢テ斧斤ヲ入レズ實ニ万世ノ功ナリ河荒ノ間ニ民居ヲ移シ竜王河原宿ト唱フ永録三年申ノ八月ノ印書ニ於竜王ノ川除作家令居住者棟別役錢可免許トアリ

是時竜王ヲ祀リシ故村名ト為ルカ今其祠ナシ三社神輿行幸ノ事ハ古ヨリアリテ其始ヲ知ラズト云ヘリ 漢ノ武帝元光三年河決漢陽、氾都十六、発卒十万教決河、以起壇淵宮、トアルモ此類ナラン天正壬午七月成吉右・以清斎奉ハリニテ信玄代ノ如ク諸役並ニ屋敷地子赦免ノ印書ヲ賜ヒ又神祖御朱印ヲ以テ水防ノ事ヲ命ゼラル慶長四奉行以降數通ノ文書アリテ竜王・同新町ニ藏ム竜王下河原共ニ三村今ニ屋敷地子免許ナリ村里部ニ詳ナリ 古時本州治水ノ難場ト称スルハ竜王・指出・近津ノ三所ナリシト今ニ語り伝ヘタリ西八幡村モ防河ノ為ニ半役二百八十四石九合古高ノ折半ナリ ヲ免許セラル公林二十七町余過半流亡ス 堤長千百余間アリ古堤ヲ信玄堤ト云是ヨリト流諸村トモニアリ 承応三年年平野与左衛門上書ニ水下四十六村高二万二千七百四十六石トアリ同年三月十六日御老中、御勘定頭連署ニテ西八幡ノ堤破損ノ節御料私領共ニ四十六村ヨリ人大ヲ出シ可修理趣フ命ゼラル西郡筋有野村ノ例ノ如シは元文元年本州川除ノ仕法御改正以前ノ事ニテ国役普請ノ令ナリ 此頃ハ釜無川西八幡村ノ前ヨリ西条・河東二村ノ東ニ流レ笛吹川ニ合セシト云」(卷之二十・山川部第一 巨摩郡北山筋)

「一荒川…………○信玄堤上今井村 中小河原村界ニ在ル横堤ナリ長サ百九十五間」(卷之二十七 山川部第八 山梨郡中郡筋)

「一釜無川…………○信玄堤 一ハ玉川村北ニ起リ築地新居ニ至ル一ハ築地新居ニ起リ飯喰村ニ至ル、一ハ飯喰村北ニ起リ河西村ニ至ル一ハ河西村西ニ起リ山ノ神村ノ西ニ統ク其下ハ今ノ括ノ堤トナル一ハ布施村大安寺古寺家ノ辺ニ起リ西花輪城内ニ連ナル其下ハ今福ノ内堤ナリ又布施村東東花輪村西ノ宅地田間ニ堤形間マ存ス皆ナ雁行ニ差次シテ重複セリ本州処々ニテ信玄堤ト称スルハ皆ナ武田氏領國ノ時所築ト云就中此筋ハ古ヨリ水災多キ故堤防完固ナリシニヤ今ニ其形ヲ存シ其名ヲ伝ヘタル所少ナカラズ皆ナ今ノ川除堤ヨリ東ニ距ル事十余町許ニシテ中間ハ砂地ナリ然ルニ承歟・慶安ノ頃ヨリ州中ニ新田五六万石ヲ開ク此ノ辺モ河身ヲ約シテ新田トセリ享保中ニ至テ三河笛吹・釜無・荒川ニ括ノ堤ヲ築キテ釜無川モ竜王村ヨリ今福新田ニ抵ル一道ノ流レトナレリトゾ古老ノ説ニ曰雁行ニ差次シテ重複セル堤ニ甚ダ利益アリ其故如何トナレバ河辺ニ棄地アレバ洪水ノ時自由ニ流テ激怒セズ堤防壞決ノ患ナシ水漸々ニ耕地へ入レドモ散テ秋稼ヲ害スルニ至ラズ砂石モ從テ流レ河底ニ滯ル事ナシ若シ一堤決崩ストモ次堤相支ヘテ大破ニ至ラズ今ノ堤ノ一所決潰スレバ数村ノ田園ニ砂石押埋ミ數年荒廃ノ地トナルガ如キニハ非ズ本州三郡ノ諸水皆ナ大山・高岳ノ麓ニシテ洪水アル毎ニ砂石ヲ押出入事夥シ下流ハ富士川・道二帰シテ河内ノ隘口ニ入り十八里ヲ経テ駿海ニ注ゲバ砂石ヲ流シ去ル事能ハズ特ニ中部八地帶下ニシテ上古ノ湖心トモ謂ベキ處ナレバ河身ヲ約シテ堤ヲ一道ニ築キシ以来未ダ許多ノ年曆ナラザレドモ河底ニ砂石ムマリテ平地ヨリ高キ事丈ヲ以テ計ルベシ洪水ノ時ハ每ニ堤上ヨリ溢レテ敗ツナセリ山岳砂石ヲ押出之事ハ無限堤ヲ築ク事ハ人力有限堤ヲ高スレバ河愈高クナリヌ後世終ニ修築シ難カラン事ヲ恐ルト云リ又釜無川ニ渠首數十百アリテ水ヲ引ク渠下ノ村校別シテ溉田シ渠道縱横ニ布列シ林藪ノ余

地モナク尽ク沃野トナリ百姓其利ヲ養ケ租税昔時二倍蓰スレドモ近年釜無川・笛吹川瀬高ニナリ  
ヌレバ悪水壅滯シテ通利セズド流ノ數村ハ比日雨降レバ水逆行シテ江湖ノ如シ民屋龜ニ生蛙田苗  
尽ク腐テ手ヲ空スル事大抵十年ニ五六度ナリ偶々災旱涉旬他方ニ苗ヲ枯ス年ニ非ザレバ全ク秋稼  
ヲ收ル事能ハズ何トナレバ悪水会聚スル所ハ鎌田・今川・空穗ノ三水其余一二ノ小溝アルノミ入  
リ口多クシテ出口少ナキ放ナリト云リ又古ヘ竜王村ノ水役ナク釜無川ノ數派ニ分流セシ頃ハ今ノ  
河道モ僅ニ其一脈ナリシニヤ山ノ神村本郷ト称スル所今ノ二ノ出シ堤外ニ在リ慶長六年丑年四奉  
行証文ニ本郷皆流レニ付キ新居ヘ引越候ノ間先國主何レモ役等免許ト云云今ニ役引高アリ又浅  
原・南湖村等中郡筋ニ隸大豆生山村ト云シ処モ流失シテ今ハ河灘トナレリ」(卷之二十八 山川部  
第九 巨摩郡中郡筋)

「御座田山 下條南割村ノ東ニ在リ長陵堤ノ如ク釜無川ニ沿フ此ヨリ上ニテ八片瀬山トモ呼ブ  
西北ハ舟山・茅ガ岳・八ヶ岳、東北ハ金峯山・及ビ逸見ノ諸村、西ハ駒ガ岳其南ハ白峰東南ハ富  
岳皆ナ寸眸ニ亘ムベシ景象清幽ニシテ画クト成ラザルベシ此山下ニ昔ハ御座田村アリテ西郡筋  
ヨリ蘿崎宿へ出ル信濃路之ニ由リシガ水荒ノ後廢スト云又御勅使川ノ釜無川ニ会スル処ニ十六石  
ト云アリ大ナル者ハ長サー丈二尺広サ六尺許ナルベシ旁近辺ハ凡テ白砂細石ニシテ絶テ巨石ナシ  
唯此石アルノミ異トスペシ相伝フ信玄ノ時役ヲ興シテ此処ヨリ御勅使川ヲ上ルコト四百歩許西郡  
筋ノ野牛島界ニテ岩石ヲ断鑿スルコト廣サ十八歩以テ御勅使川ノ水ヲ分チ引ク其奔流シテ釜無川  
ニ会スル所ニ此石ヲ並置テ以テ其水勢ヲ殺グト云今ハ砂中ニ埋リ纏ニ鼻端ヲ見ルノミ又天神森ノ  
南脛御勅使川ニ臨ム所ヲ硫黄岩ト云」(卷之三十 山川部第十 巨摩郡武川筋)

「御勅使川 芦倉山中ノ唐松嶺ニ發源シ安通・駒場・筑山・有野・六科・野牛島・上高砂ノ諸  
村ノ北ヲ東北ニ流レ釜無河ニ入ル此川ヲ限りテ北ハ武川筋南ハ西郡筋ナリ河難広サー里余ナルベ  
シ常時ハ水至テ少ナク跳テ越ユベケレドモ大雨ニハ暴漲シテ兩渓ノ間牛馬ヲ辨ゼザル程ナリ且  
地形陵夷ニシテ水勢甚ダ迅急ナル故洪水アル毎ニ砂石ヲ流閣シテ耕地ノ害ヲナスクト甚シ有野村  
ノ東六科村ノ西ニテ兩派トナリ六科・野牛島・上高砂三村ヲ抱ク是ヲ前御勅使川或ハ南御勅使川  
ト称ス古ノ水路ナリ今ハ涓滴ナシ漲水ノ時ノミ溢流ス百々・上八田・榎原・徳永・下高砂村北ヲ  
遷テ釜無河ニ入ルロ碑ニ云古昔洪水ニ因テ勅使ヲ下シ堤防ヲ修セラルヘコト三次遂ニ成績アリテ  
西郡ノ諸村ヲ開ク事ヲ得タリ民其德ヲ不朽ニセント御勅使川ト称ス……其ノ後数百歳ヨ経テ川  
路弥々高クナリテ水勢建瓴ノ如クナリシカバ釜無河コレガ為メニ東折シテ北山筋・中郡筋ノ卑地  
ニ向ヒ乱流極マリナカリシヲ武田信玄ノ時ニ至リ大ニ水役ヲ興シ下條南割村ニテ岩ヲ鑿鑿スルコ  
ト廣サ十八步上流ノ駒場・有野ニ石積出ヲ懸キ駿流ヲ激シテ斜ニ東北ヘ向カハシム対岸ハ竜王村  
ノ赤岩ナリ一名高岩又六科村西ニ圭角ノ堤ヲ築キ流ヲ兩派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ是ヲ將棋頭ト云  
其ノ突流シテ釜無河ニ会スル所ニ大石ヲ並置テ水勢ヲ殺グ釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カ  
シム於是暴流頓ニ止ミ竜王村ノ堤ヲ築テ村里ヲ復スルコトヲ得タリト云凡ソ治水ハ國家ノ專務ナ

リ古人ノ心ヲ用ユルコト如斯精シト謂ベシ有野村ノ藏書ヲ檢スルニ正保元甲申ノ秋大水ニテ堤破決ス有野村及ビ水下廿一村百々・上八田・六科・榎原・上下高砂・徳永・筑山・飯野・在家塚・西野・上下今諏訪・上下今井・曲輪田・桃園・吉田・寺部・小笠原・十日市場一同ニ公役アランコトヲ願フ其後承応二癸巳秋洪水ニテ又破ル占道ニ所今ニ上今井村ニ見存ス翌年三月十六日御老中奉行衆五人連署ノ証文ヲ以テ修築ヲ命ゼラル自今以後モ此以前ノ如ク水下廿一村遲滯ナク人足ヲ出シ普請仕ルベシトアリ此ノ時ハ甲府殿ノ領知ナリ桜井忠左衛門上書ニ有野トモニ二十二村高合テ六千七百四十八石一斗五合トアリ貞享檢地ノ時ニ至リテ一万三千石ニ及ベリ有野村ハ上流ニ在ルヲ以テ古ヨリ水神ヲ祠リ下流ノ飯野・在家塚・西野・上下今井以北十三村ノ鎮守トス承応ノ役ヨリ以来永ク溢決ノ患ヲ免ガル実ニ万世ノ功ナリ元文元年ヨリ川除善請國法御改アリテ今ハ郡中割トナレリ川筋帳ニ云御普請所長九十町余前御勅使川長十八町余橋渠六所駒場村ニ五所案通村一所アリ岐中紀行ニ云、三動使之川、々流雖不甚漲、獨長舉之弥望、白砂湧銀、夕陽映之、明月借之、此其奇觀、或云、為地藏岳之発靈、皇華蓋シタバ臨之云」(卷之三十一 山川部第十二 巨摩郡西郡筋)

「○御座田・越道下条南割村 御作田ガ古宅ナリトモ云甲州斬ニハ御勅使川へ防河ノ使アリシ時此所ニ会シテ評定アリ故ニ御沙汰ト名クトアレドモ其事分明ニ伝ハラズ越道ハ坂路ノ名ナルベシ」(卷之四十八 占跡部第十一 巨摩郡武川筋)

「竜王村 新田 四ツ屋 一萬千十五石五斗二升 戸 百六十二 口 七百四十四男三百五十一女三百九十三 馬十四 木村昔時ハ北山ノ赤坂ト云処ニアリ西山郷ト称ス…永録三申年信玄ノ印書ニ由ルニ於竜王川除作家令居住者棟別錢可免許トアレバ其時節水防ノ村里ヲ移サレシナラン…コレヲ竜王河原宿ト云天正壬午七月廿二日成瀬吉右衛門一斎・以清斎元松印書ニ竜王川原宿致居住川除之奉公相動候之条如信玄代諸役被成御免許候就中去辰年被改候屋敷地子是モ如前々可有御赦免云慶長六辛丑年十月四奉行印書ニ二拾三人之屋敷之地子四十七石五斗二升之所如前々被成御赦免候トアリ寛永五辰年正保三戌年岩波七郎右衛門印書ニ本町居候百姓之子共新町へ家作本町並ニ川除ノ奉公相動ニ付屋敷ノ年貢役錢等免許ノ趣アリ此分八屋敷十五ニ二十四石一人四百坪ヅヘ十二ノ石盛一石六斗ヅヘナリ此時ハ竜王村トアリ今合六十三屋敷ナリト云宝永ニ酉年引渡手帳ニ高七十一石五斗二升此反別八町七反五畝二十三歩年貢諸役免許トアリ東ハ富竹新田ヲ隔テ竜王下河原アリ竜王新町ハ五六町ニシテ下河原ノ西北ニ当ル西ハ釜無河渡場アリ西郡高砂村ヘ十町許」(卷之十 村里部第九 巨摩郡北山筋)

## 2 『甲斐叢記』(大森快庵著 嘉永元年(1848)成立)

「三動使川 西郡と武川筋の界にして地藏岳の統なる唐松嶺より発源して有野村の東にて両派と

なる六科 西郡路に係 野乍嶋上高砂三村の南を逕るを前三勅使と云其北を抱けるを大三勅使と云何も良位に流れて釜無川に会り會り河灘広き處にては一里にも及べし平日は水なけれど大雨には暴に漲て田畠の害をなす事甚し古も度々溢し事ありければ三度まで勅使を遣されて水を治られし事あり因て三勅使川とは名しとぞ此は俗伝を記て後の考俟のみ接するにミディは水絶の義ならんか上にも言ふ如く大雨の外は平日に水の絶がちなる川なればなり 東鑑に信濃人勅使河原丹三郎有直とあり勅使をテシと訓り此にテイといふは證れるにや 機山公の世に夥しき役丁を興して此川筋を治られ下條南割にて岩石を鏤り上流なる駒場、有野の辺にて石を多く積累ねて駿流を激ぬ艮の方竜土村なる赤岩 一名鷹岩に衝向て釜無川に落せり川水の合沓ふ所に十六巨石を並立て水の勢を殺ぎ釜無川の水堵共に南に向て順流せしむ又六科の村西に圭角なる堤を築き三勅使川を両派にして水の勢を分て此堤を将棋頭と呼べり然してより暴流も稍輕になりて水下に許多の村落出來れり實に不朽ぬ世迄の功にて水を治めし最なるべし」(巻之四)

### 3 「川除口伝書」(八田家(石和町)文書 元文六酉年(一七四一)正月日付の書き上げ帳 全体は二十項 安達満「川除口伝書」にみる甲州流治水工法より)

第九項「一、 甲州第一之御川除と申ハ龍王村赤岩ニテ御座候、上ニテ瀬筋悪敷赤岩ヲ除候得は龍王村御川除危御座候、依之、中古赤岩より廿丁計上、御勅使川之落合二十六石と申大石ヲ差置、此十六石え水当候様ニ上ニテ段々致川除、十六石ニテ水はね出し右赤岩え差当候様ニ仕候、尤御勅使川も十六石無御座候は釜無川ニ被押出高砂村之方え水先向候得は高砂村分捐、夫より赤岩ヲ除候得は龍王村御普請所持兼申由ニ御座候、十六石ニテ御勅使川ヲ茂押出し不申、却て御勅使川之水釜無川ヲ北東之方え押出シ赤岩え押付申候得は、龍王村之御普請所え水除キ申由ニ御座候、尤十六石え水当り不申候ても御勅使川ニ被押出、又ハ段々之瀬筋出シ等ニテ多クは赤岩え水付申候(以下略)」

第十・項「一、 中古迄は釜無川所々大変仕、龍王村西八幡村分内より大水入候由ニテ中都筋村々ニ爾今堤等御座候、村々ニ筑地新居村、河東中嶋村、上河東村、下河東村、小河原村等ニテ皆川筋之由ニ御座候、中古十六石出龍王村御林繁候より右村々え茂切入不申候哉、只今ハ古田抄場と罷成候、右御林段々欠込御普請計ニ御座候ハ、大変之儀難計奉存候」

### 4 「北巨摩郡町村取調書」(菊島信清『釜無川の水害』より)

「三ツ石堤防ノ巾縁 三ツ石ハ穴山村夏目組地内釜無川東涯字三ツ石ニアリ伝へ云フ、永禄六癸亥八月初旬ヨリ降雨旬口御座石一帯ノ諸山崩壊シ、寺沢、籠沢、三井沢、室戸沢ヨリ砥沢ノ諸渓流進出シテ釜無川ニ突出シ蓬ニ本村地内夏目組字茨木ニテ堤防ヲ突破シ茨ノ木、祖母石、並崎ノ諸部落ヲ甜メ尽シ塙川ヲ突切りテ金剛寺ニ衝突ス、人畜ノ死傷、田園ノ流泥拳テ数フベカラズ、

死体ヲ含テ、空ムル能ハサルモノ数日、後此地ヲ仮坂ト云フ、國主武田信玄之ヲ憂ヒ翌七年甲子ノ秋史ニ命シ附近村落ニ下ヲ課シ茨ノ木ニテ西下ノ激流ヲ防ぐ堤防ヲ築立テ以テ復旧シ得タリ、里人其徳ヲ頌シテ信玄堤ト云フ。」

## 5 古文書

十六石に関する古文書は江戸時代にみられる。主にそれらは、御勅使川と釜無川の合流地点をかかえる下条南割村にかかるものであり、普請・川除・境論などにかかるものとなっている。このなかでは「十六石」が字名などとして出ている。文章全体ではないが、十六石が記される部分を何点か掲げておく。

川除普請仕様帳（山梨県立図書館蔵 菊島信清『釜無川の水害』より）

「寛政元年二月（1789）

当西川除御普請御仕様帳 下条南割村

釜無川通字十六石 堤切所築立長一六間 平均 高七尺 馬踏二間 敷二丈六尺  
同延長一一間 平均 高五尺 馬踏六尺 敷一丈六尺 棚牛二〇 菱牛二一  
御勅使川通赤口 菱牛二〇 蛇籠二八 九本」

治水関係（山梨県立図書館蔵 菊島信清『釜無川の水害』より）

「甲州巨摩郡下条南割村役人一同奉申上候昨申年中大雨出水ニ而私共村方定式御普請所御堤敷ヶ所及切所前圃類夥敷流失仕リ候ニ付…（略）…然處右五番下之義素々田畠は勿論人家も有之候場所ニ候處前々度々之水難ニ而人家は高台江引移り候次第其後ニ至而も十六石上又は十六石と唱候御堤共外水捌御普請數多被仰付候處數遍之水難にて皆流失仕…（略）

万延二年正月（1861）

下条南割村

「御普請掛り御役人中様」

境論（山梨県立図書館蔵）

「右之五ヶ条之證拠其上境之義ハ、前々志田・今井田地境を用ひ、むかいハと、志田・今井村三ヶ村之本途なれ跡ニテ御座候、大境之義船山下ハ十六石迄通ル古瀬御座候、下今井之義ハ訴ニ右之境を用ひ只今はからい参り申候御事。」

戊三月廿八日

下今井村

惣百姓判」

## 6 古絵図

御座田遺跡周辺の古絵図は、県立図書館に所蔵された千野家文書のなかなどに何点かみられるが、以下の3点を掲げておく。なお、①の存在に関しては保坂康夫氏に御教示いただいた。

①巨摩郡野牛嶋村遠藤堰井路並水揚口争論場所御見分用絵図(図版5)

(嘉永五年(1852)四月 山梨県立図書館蔵)

②下条南割村周辺堤防絵図面(図版6)

(千野家文書 年不詳 山梨県立図書館蔵)

③明治28年竜岡村分間図(第4図)

(韭崎市役所蔵)

## VI 治水施設

堤防以外の治水施設としては、牛枠・蛇籠などいくつかある。それらのなかには甲州流治水技術と呼ばれるものがある。以下に『地方凡例録』・『堤防溝渠志』に記された甲州流治水の工法・施設を掲げる。

1 『地方凡例録』(寛政六年(一七六四)成立 「改正補訂地方凡例録卷之九上」大石信三郎校訂『地方凡例録』下巻 東京堂出版 一九九五)

「一普請方之事 ..... 堤塘・川除・用水・道橋普請の儀は、其年夏秋出水の様子に依て、秋の末に至り其場所の破損の輕重を見合せ、村より欠所附を以願出たるときは、村役人を差出し、巨細に見分を為し、吟味の上目論むべし、倘此川除の儀は大河・小河・石川・砂川・泥川・谷川、或は川巾の広狭、川瀬の遲速、水勢の強弱、川上の山沢・輪船等まで能く考え、夫々に応じ普請の仕方勘弁あり、又前『其國其川』の仕来りありて同じ石川・砂川にても水剣・川除の仕方等に異同あることなり、同じ石川にても上州上利根川・烏川など、甲州・駿・遠の川筋とは水剣・岸囲ひ・地留の仕立ては大に差ひあり、.....又大籠出し・大聖牛と云川除は、甲州釜無川・笛吹川・富士川の末流、遠州大井川・天童川等にありて、至て大造なる川除なり、右体の大河は上方にて八淀川・宇治川・木津川、関東の利根川・荒川筋、矢矧川・吉田川、奥州全上の阿武隈川、羽州全上の最上川、信州の筑摩川・犀川、越後の信濃川、九州筑後川等日本に響きたる大河にして、何れも上は石川、中は砂川の達瀬なり、其外国にて右体の大河あれども、大聖牛ハ上方・関東・遠国とも余國にはなし、又大井川・天童川・富士川の達瀬には大聖牛を用いずして、外の川除水剣にては保ち難し、」

「一櫛牛 是は砂石川に用ふる川除なり、枝瀬・本瀬とも水越悪くしては破損早し、外の水剣と



第4図 遺跡周辺明治28年分間図(1/12000)

逢ひ横に水を貞直に請てよし、依て川の堤の根より川中へ真直に掛る、柵牛の並びのよきは保ち方至てよく、地形へめり下り、瀬を下へ置き、川地形高く成り、自然と川瀬向ふへ替るゆへ、巧者に伏せ込まずしては出来ず、甲州釜無川・笛吹川、駿州富士川・安部川・由井川・沖津川・菜利川・朝比奈川・瀬戸川、遠州天竜川・谷川、相州酒匂川、上州利根川、其外国の石川に於て用ふるなり、元来柵牛・大聖牛・尺木牛・柵木牛・菱牛・尺木垣等は甲州にて古來より用ひ、信玄工夫の川除の由、享保年中以前は余国には余り無かりしに、享保以來右の類の川除を用ふる様に成たり」

「一大聖牛 此川除は上方・関東・遠国とも余処には見当らず、富士川・大井川・天竜川等、又甲州釜無川の流れ・富士川の上にはあり、至て荒川にて大石流るゝ程の石川にて、本瀬一円に突当り、堤石出し籠出し等も保ち難き場所は、川上にて荒水を切り、或は籠出しの前を囲ひ、本瀬第一の川除にて大造なるものゆへに通例の川にては用ひ難し、信玄時代より始りし川除にして、元は甲州の大河計りに用ひたる由なれども、享保の比より大井川・天竜川の川上にて之を用ひて悉く利益あり、又大聖牛は格別の大材を以て仕立るゆへ、夥しく入用掛り容易に仕立たず、先は大聖牛にてなければ保ち難きほどの場所も少なきことなり」

「一柵出 是は甲州にて専ら用ふる川除なり、堤欠所前又は水削に仕出す、石出し同様のものにして結石は成る丈大石を用ひ、柵根の掘るゝ處は蛇籠を川表に引て、随分地形を均して仕立べし、又谷川などの水の強き處に用ひて尤も利益あり」

「一尺木牛 是は甲州にて用ゆる牛にして余国には少し、谷川・小川にて大道具用ひ難く、柵牛・笈牛・菱牛なども用ひ難き場所へ仕立、よく水を刎瀬を付るの益あり、大河には用立難し」

「一尺木垣 是も甲州にて多く用ひ余国には少し、之は小川・用水堀同然の處の欠所・水削などに用ゆ」

「一菱牛 菱牛ハ大型牛・柵牛などにては大造成、又笈牛にては中水にても打返し保ち難き程なる欠所・水削に用ゆ、之は繋ぎ菱牛を幾組も入れず能き川除なり、大河にも小川にもよし、甲州にて専ら用ふるなり、又余国にも見ゆ」

## 2 『堤防溝洫志(ていぼうこういきし)』(安永九年(一七八〇)成立か)

「新規ニ堤防ヲ築キ立ルニハ先ツ馬踏ノ間尺ヲ極ムベシ馬踏トハ堤上人馬通行ノ道路ヲ云元淨法師ノ古法ハ上堤ナレバ其高サ…間ヨリ以上二三間ニ至ル迄八片法…割半。一間位ノ堤ハ八片法…割

増ニテモ宜シ若シ上性ノ柔軟キ處カ或ハ砂地等ハ其高ニ応シ川表ヲ二割増シ川底一割七八分ニ積リ且水當テノ強キ場所ハ片法三割裏ヲ二割半ニモ致シ或ハ海表波除ノ堤等ニ至リテハ三割半四割ニモ積リ石堤ニモ一割ニ積リタル者ナリ然ルニ近來ニ至リ閑東流ノ堤ノ築キ方定法改リテ土堤八片法ヲ一割シ砂堤ハ一割半石堤ノ片法五分ト成レリ古法ノ如ク製シタル土積ハ極テ堅固ナルコトナレドモ坪敷モ多ク人足多分ニ掛ルヲ以テ今ハ大抵新法ヲ積ルコトニ成レリ」

「且ツ又元淨法師ノ古法ニ蒲矛形ト云フ仕方アリ馬踏モ勾倍モ少ナク丸身ヲ像テ蒲矛ノ像ノ如ク築キ立タル者ナリ此モ保方ノ至テ丈夫ナル者ナリ云云」

「大型牛ハ閑東上方余国ニナシ甲州ノ内至テ大川富士川ノ末遠州大井川並天龍川トニ有本瀬一円に突當堤出手ニテ難保場所川上ニテ荒水ヲ切或ハ籠前圍本瀬第一ノ川除ナリ尤入方水請巧者アリ何様ノ水當ニテモ保ツ道具ナリ然トモ大造成ルモノ共通例ノ開ニハ難用元米甲州信玄時代ヨリ初リ候川除ナリ但大型牛ニハ古來道具ヨリ大木ニイタシ候事有之候得共容易ニ難用多分ノ入用掛ルユヘナリ云云」

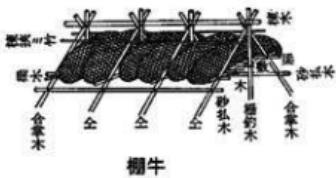
「大籠出し 大型牛ト云フ川除アリ此ハ甲州釜無川笛吹川駿河富士川遠州大井川天龍川等に在テ頗ル大造ナル川除ナリ其外上方関東ノ國々大川アリト雖モ大型牛ヲ用ヒタル有ルヲ見ズ(中略)抑ソモ此大型リハ彼ノ元淨法師ノ伝授セルハ頭牛ヲ省略シタル者ニテ川ノ瀬ヲ変スルニ靈妙ナル者ナリソモ達瀬ノ右ノ方ニ衝確來テ崩壊處ニ大ホ聖リ牛ニテ居ルトキハ其瀬忽チ變リ左ニ向ヒテ斜ニ走リータノ間ニ向ノ岸ヲ衝キ崩スニ至ル容易ナラザル者ナリ既ニ省略シタル大型牛スラ其利古ナルコト斯ノ如シ然ルヲ況ヤハ頭牛ニ於テオヤ然レバ草國ニハ八頭牛ヲ用フベキ程ノ大河ノ無キヲ以テ世ニ此物ヲ用ルコト無ク人ニモ知ラレザルナリ」

「枠山 甲州ニテ能ク用ユル川除ニテ堤ノ闇處ヲ前或ハ水削ニ仕出ル石出ノ如クナル者ナリ詰石ハ大ナル程宜シ枠出ノ根ノ掘レル處ニハ根籠ヲ引クベシ」

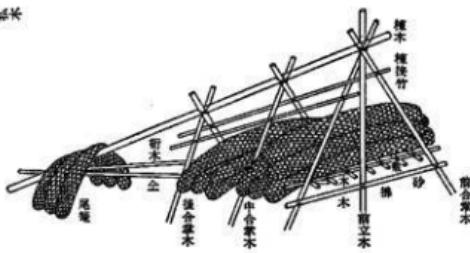
「菱牛 古菱牛遣方ハ大型牛ナトニテハ大造ニ有之ノ處水削ニ遣ヒ菱牛ニテハ中水ニテ打返難保處此菱牛可然ナリ繫牛組モ入候ツヽ能川除ナリ川ノ強弱ニヨルベシ」

「尺木垣 石川ニテ杭木不立所ニテ遣ヒ柵杭同断ナリ籠ヲ一本通置籠ニ石ヲ詰ザル前ニ長サ六尺ノ杭三尺ホド出シ打込石ヲツメ積竹ニ通リ川上ノ方ヘ結付ルナリ扮竹ニテユフ」

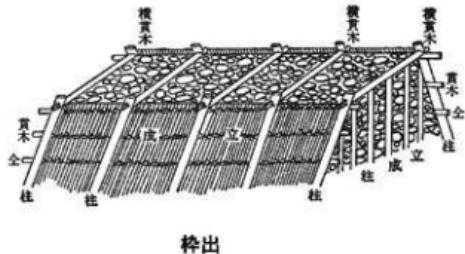
「胴木牛 ハ谷澤口掘下リ段々土取土砂田畠ヘ押込谷口深成候程山崩下リ大石等押出所丈大ニ高ク成留ニ成候事妙也甲州ニテ谷澤ニ用ルナリ」



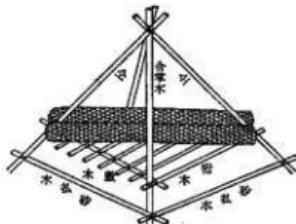
棚牛



大聖牛



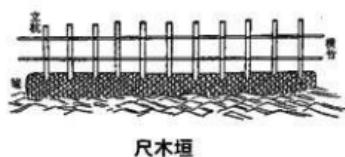
棒出



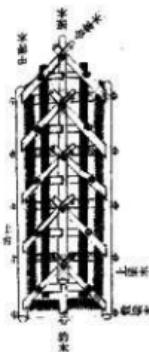
菱牛



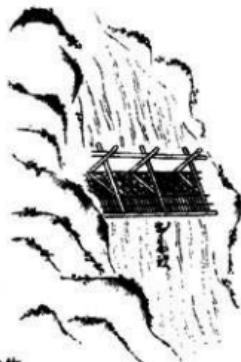
尺木牛



尺木垣



胴木牛



第5図 甲州流治水施設

(棚牛～菱牛は『地方凡例録』、胴木牛は『図録 農民生活史辞典』より)

## VII まとめ

釜無川・塩川・御勅使川の三大河川が集まる韮崎市域は、水害の常習地域として過去いくどなく災害に見舞われてきた。とくに塩川がそそぎこんだ釜無川と御勅使川が合流する御座田遺跡の周辺は、度重なる氾濫に押し流され、下条南割村では隣村との境相論、堤防普請など水害による負担がかなり多かったものと思われ、それは山梨県立図書館に所蔵された千野家文書などによって窺い知ることができる。

今回の調査では、考古学的に治水に関連するような遺構は確認されなかつたが、古絵図などには、将棋頭、一番・二番・三番といった堤、枠、菱木、十六石といった治水施設が描かれている。これらは、『甲斐国志』によれば武田信玄の時代につくられたことになっており、十六石については、「御勅使川ノ釜無川ニ会スル処ニ十六石ト云アリ大ナル者ハ長丈二尺広サ六尺許ナルベシ……相伝フ信玄ノ時役ヲ興シテ此処ヨリ御勅使川ヲ上ルコト四百歩許西郡筋ノ野午島界ニテ岩断ヲ鑿スルコト広サ十八歩以テ御勅使川ノ水ヲ分チ引ク其奔流シテ釜無川ニ会スル所ニ此石ヲ並置テ以テ其水勢ヲ殺グト云今ハ砂中ニ埋リ纏ニ鼻端ヲ見ルノミ」と、水勢を殺ぐ役割が考えられている。ただし最近の研究では、御勅使川を順流させ、釜無川の流れを竜王赤岩にぶつける機能を有し、その流れを南流させるために下流に築かれた信玄堤と一体となった治水上法ととらえられている(安達満「川除口伝書」にみる甲州流治水工法)。

また、古絵図に記された「山」は、堤防に護られた水田が広がっていることを示している。調査では地表面から2m前後に旧水田耕作土が確認された場所があり、下層に埋没した古い水田は、氾濫土砂によって覆われた災害の跡を物語っている。

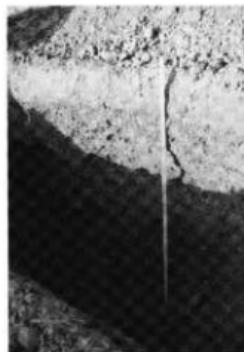
御勅使川・釜無川につくられた治水施設が信玄によるものなのかどうかは、当時の文献史料からはわからない。考古学的にそれを明らかにすることも困難である。ただ近世において、両河川流域に治水が行われていたことは間違いないことで、それは古文書・古絵図の上から理解できる。十六石に関して、「字十六石」としてその名称があり、古絵図には巨石を示す丸が描かれている。いずれ解明される日が来るであろう。

最後ではありますが、文化財保護の趣旨を理解していただき、発掘調査ならびに報告書作成に関して、多大なるご協力とご理解をいただいた岐北広域行政事務組合に感謝申し上げます。

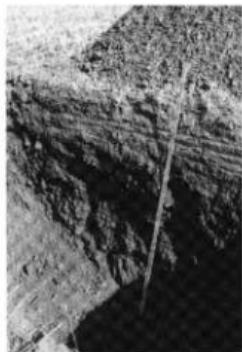
## 参考文献

- 廣瀬廣一『山梨縣土木建築史』山梨縣土木建築請負業組合 昭和十年(一九三五)
- 土木学会編『明治以前日本土木史』岩波書店 昭和十一年(一九三六)
- 大石信三郎校訂『地方凡例録』下巻 東京堂出版 一九九五
- 古島敏雄「地方書にあらわれた治水の地域性と技術の発展」(『近世科学思想』上 岩波書店 一九七二)
- 安芸皎一「信玄堤」(『近世科学思想』上 岩波書店 一九七二)
- 菊島信清編著『釜無川の水害』サンニチ印刷 一九八一
- 畠大介「武田信玄・治水の構想」(萩原三雄編『戦国武将 武田信玄』新人物往来社 一九八八)
- 安達満「『川除口伝書』にみる甲州流治水工法」(『武田氏研究』第2号 武田氏研究会 一九八八)
- 山梨文化財研究所編『將棋頃遺跡・須沢城址』白根町教育委員会 一九八九
- 安達満『近世甲斐の治水と開発』山梨日日新聞社 一九九三
- 川崎剛「釜無川の流路変遷について」(『武田氏研究』第13号 武田氏研究会 一九九四)
- 知野泰明「近世文書にみる治水・利水技術」(大熊孝編『川を制した近代技術』平凡社 一九九四)
- 秋山敬「甲斐における中世～近世初頭の川除普請とその担い手」(『武田氏研究』第17号 武田氏研究会 一九九六)
- 田中大輔『昭和町かすみ堤』昭和町教育委員会 一九九七
- 畠大介「治水史研究と考古学」(1997年度地域大会『水害と考古学～発掘調査に見る人と水の闘い～』山梨県考古学協会 一九九七)
- 山梨県埋蔵文化財センター編『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』 一九九八
- 畠大介ほか『塩川下河原堤防遺跡』韮崎市ほか 一九九八
- 笛本正治「信玄堤の評価をめぐって」(第7回東日本埋蔵文化財研究会『治水・利水遺跡を考える』山梨県考古学協会ほか 一九九八)
- 田中大輔「かすみ堤にみる近世築堤法」(第7回東日本埋蔵文化財研究会『治水・利水遺跡を考える』山梨県考古学協会ほか 一九九八)
- 秋山敬「川除普請の労働力—甲斐国を中心に—」(第7回東日本埋蔵文化財研究会『治水・利水遺跡を考える』山梨県考古学協会ほか 一九九八)
- 第7回東日本埋蔵文化財研究会『治水・利水遺跡を考える』資料集 山梨県考古学協会ほか 一九九八

写 真 図 版



18



19



20



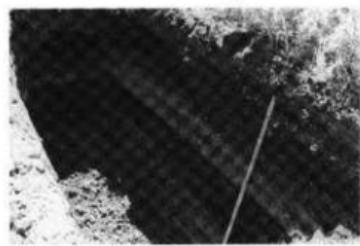
21



22



23

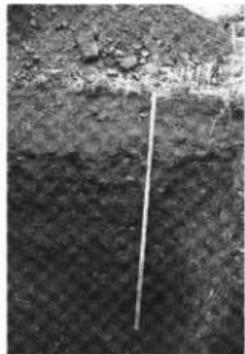


24

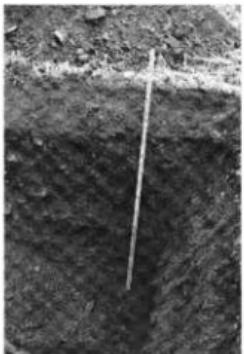
試掘坑18~24



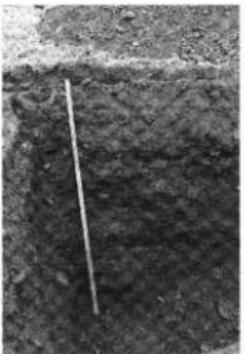
掘削風景



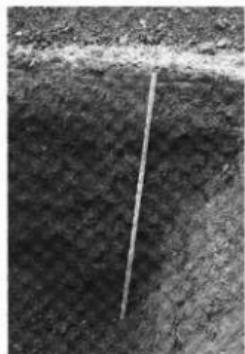
12



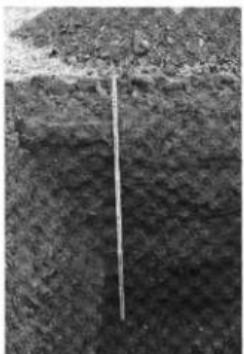
13



14



15

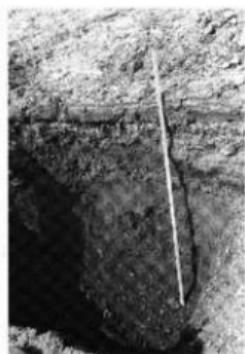


16



17

試掘坑12~17



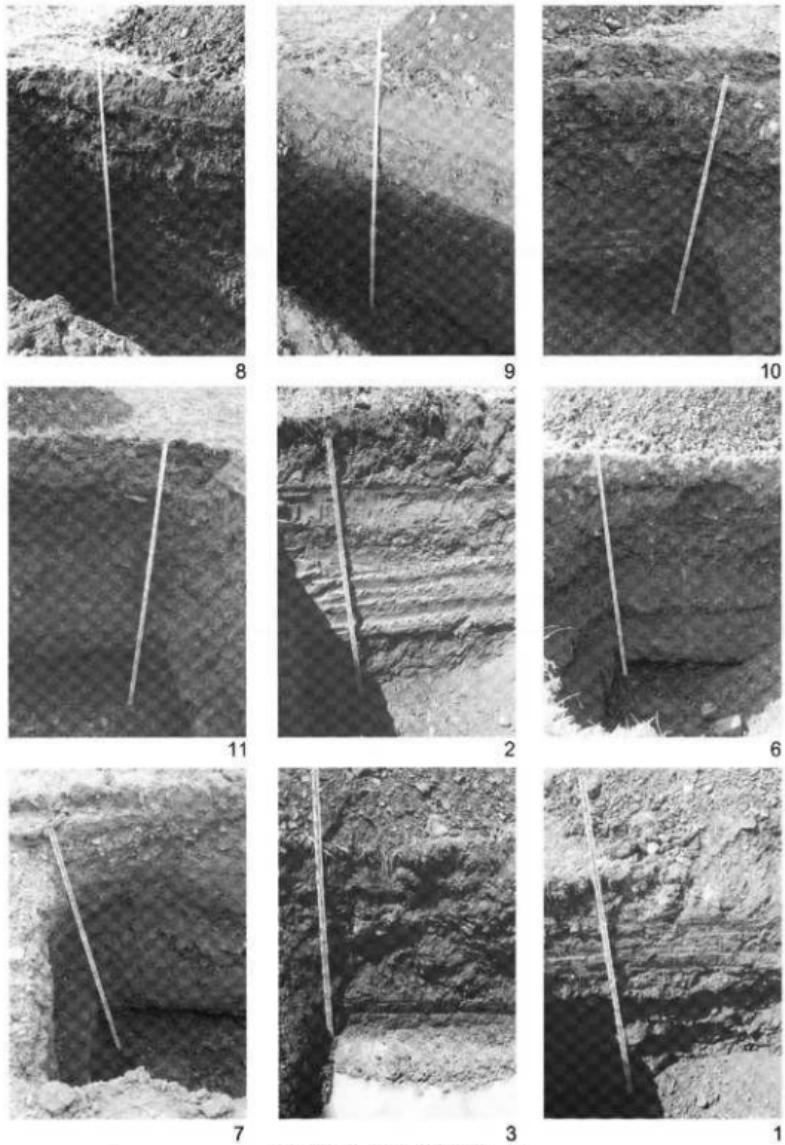
5



4

試掘坑5~4

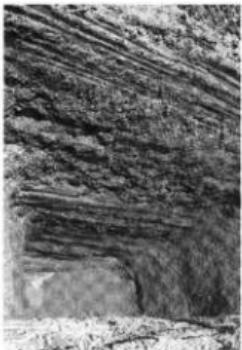
図版3



試掘坑8~2・試掘坑6~1

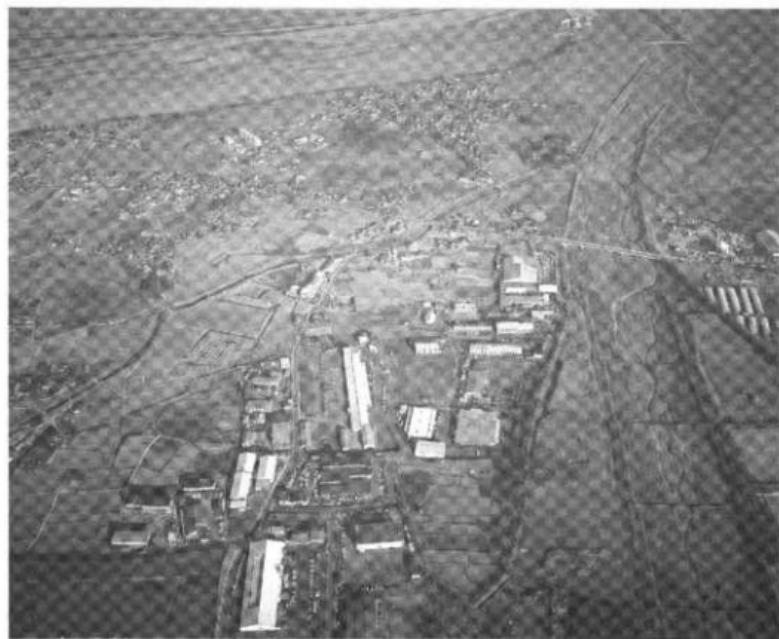


25

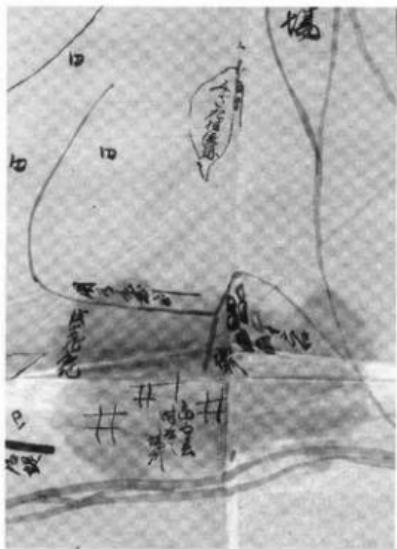
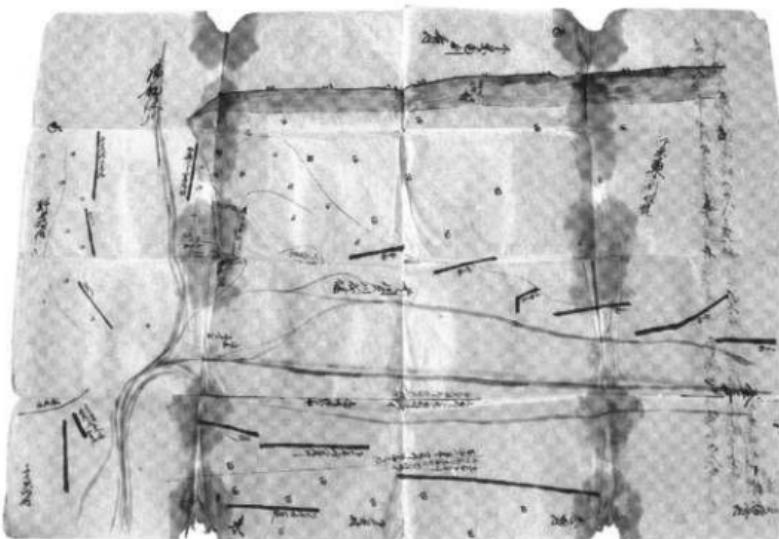


26

試掘坑25~26

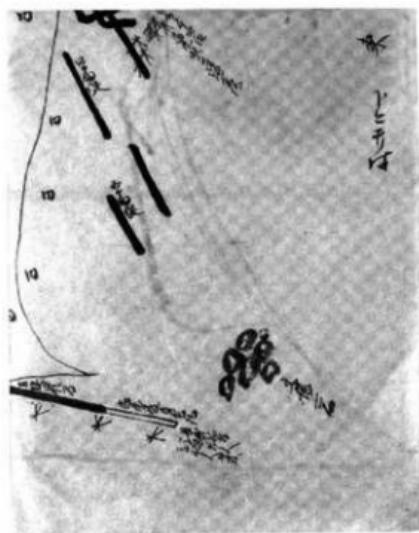
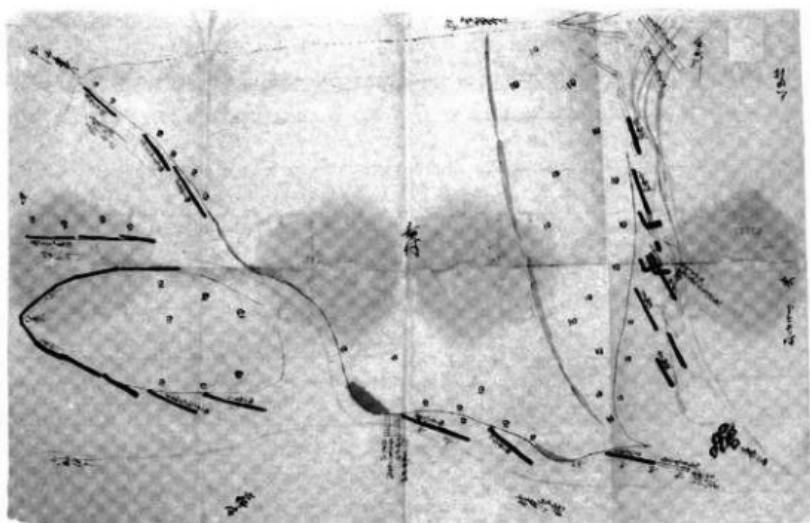


竜岡将棋頭上空から御勅使川・釜無川合流地点をのぞむ



十六石部分

巨摩郡野牛嶋村遠藤堰井路並水揚口争論場所御見分用絵図(山梨県立図書館蔵)



字十六石部分

下条南割村周辺堤防絵図面(山梨県立図書館蔵)

## 御座田遺跡

発行日 平成13年(2001)3月30日  
編集・発行 並崎市遺跡調査会  
並崎市教育委員会  
〒407-8501  
山梨県並崎市水神1-3-1  
TEL0551-22-1111  
印 刷 有限会社 中央印刷

